

意見書案 (平成31年2月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	毎月勤労統計調査の偽装に関する意見書(案)	日本共産党	1
2	国民健康保険の1兆円の公費負担で「均等割」の負担軽減を求める意見書(案)	日本共産党	2
3	憲法第9条を含む改憲に反対し、憲法を生かす政治を求める意見書(案)	日本共産党	3
4	新たな「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	都立病院の地方独立行政法人化方針の撤回を求める意見書(案)	日本共産党	5
6	妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書(案)	公明党	6
7	食品ロス削減に向けた更なる取組の推進を求める意見書(案)	公明党	7
8	介護現場で働く人へのハラスメント防止対策を求める意見書(案)	市民の広場	8

毎月勤労統計調査の偽装に関する意見書（案）

雇用や給与、労働時間の変動を毎月調べる統計調査が 2004 年以降、全数調査で行う決まりの「従業員 500 人以上規模の事業所」の東京都分約 1,400 事業所のうち、約 3 分の 1 の 500 事業所の抽出で行われていたことが判明しました。中小企業よりも賃金の高い大企業の 3 分の 2 が除外されていたものです。このため、2004 年から 17 年の間に定期給与が少なく算出されたものです。

不正により、本来より賃金データが低くなっている可能性があり、厚生労働省は追加給付することになりました。厚生労働省によると、追加給付の対象となる可能性があるのは、雇用保険などの保険給付を 2004 年 8 月以降に受給した人、また、労災保険などの保険給付や特別支給金などを同年 7 月以降に受給した人など、対象人数の見通しは、雇用保険で延べ約 1900 万人 280 億円、労災保険の年金給付で延べ約 27 万人 240 億円などとなっています。

しかし、賃金台帳は 3 年しか保存されておらず、正確な給付確定はできません。現時点で延べ 1000 万人以上の住所データがないほか、転居などで住所不明の対象者も多いとみられます。今回の偽装による被害と影響は計り知れない規模で広がっています。被害の補償とともに事態を長年放置し、是正に動こうとしなかった責任がどこにあるのか、徹底した原因究明と責任追及が急がれます。

厚生労働省が「下方修正」した数値によれば、現金給与総額の前年同月に比した伸び率が、2018 年 1 月から同年 11 月までの全ての月で、これまでの公表値を下回りました。実質賃金でも 2018 年 1 月から同年 11 月まで、9 月を除く全ての月で低下し、昨年 1 年間を通して、実質賃金が下がると政府も認めました。「アベノミクス」の成果を強調するための操作だったのではないかとの疑いも消えません。本年 10 月からの消費税増税を正当化してきた「賃金上昇」は偽りであり、実際は低下しており、増税の前提も成り立ちません。また、「基幹統計」の 56 中 22 の統計で不正・誤り・未集計があったことが判明するなど、安倍政権下の統計のずさんさも浮き彫りになっています。

よって、文京区議会は、国会に対して、下記事項について要望します。

記

- 1 被害の補償とともに徹底した原因究明と責任追及を行うこと。
- 2 今回の偽装は「森友・加計」問題や裁量労働制など、現政権の改ざん、隠蔽体質を改めて浮き彫りにした。これらを含めて国会で徹底究明を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

衆議院議長
参議院議長

宛て

国民健康保険の1兆円の公費負担で「均等割」の負担軽減を求める意見書(案)

都民の4人に1人が加入する国民健康保険の加入者の多くは非正規の若い世代、年金生活の高齢者、中小零細業者であり、負担は限界です。

昨年4月からの国民健康保険制度の都道府県化に伴い自治体の法定外繰入れの削減が行われ、来年度も激変緩和策はあるものの、値上げが必至となっています。

財政運営の主体となった東京都は、昨年11月27日に国民健康保険運営協議会を開催し、国の仮係数による2019年度の区市町村が納める納付金額と標準保険料率の算定結果を報告しました。その結果、1人当たりの保険料は、2018年度の確定係数による保険料14万8,916円より6,760円上がって15万5,676円となり、1.045倍、都道府県化前の2016年対比で1.317倍にも値上げになることを試算しました。

国民健康保険税が高すぎる最大の原因は、1984年には国民健康保険会計の50%だった国の補助を20.3%(2015年)まで削減した分、区や加入者への負担が増大していることにあります。そのため国民健康保険の1人当たりの保険料水準は、公的医療保険の中でも最も高く組合健保の1.7倍にもなっています。

国民健康保険税の負担が重くなる要因は均等割加算にあり、特別区で給与年収400万円の4人家族の場合、均等割を無くせば保険料が現在の42万6,200円から22万2,200円と半分となる試算が出されています。全国知事会も、均等割に見合う国費、約1兆円を投入して協会けんぽ並みの保険料にすべきだと提言しています。しかし、この決議がされて4年もたつのに、いまだに公費負担は、実行されていません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、公費1兆円の投入で国民健康保険料を引下げるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

宛て

憲法第9条を含む改憲に反対し、憲法を生かす政治を求める意見書（案）

昨年の国会で、憲法審査会を動かして憲法第9条を含む改憲の発議をしようという安倍首相の狙いは、国民世論の力で、水際で断念させました。

しかし、首相は、今年も年頭から改憲への執念を語っています。自民党の2019年「党運動方針案」では、「時代の転換点に立つ今、改めて国民世論を呼び覚まし、新しい時代に即した憲法の改正に向けて道筋をつける覚悟である」と明記しています。

安倍首相の改憲策動の最大の矛盾は、首相が自ら改憲の旗振りをする事自体が、憲法第99条の憲法尊重・擁護義務に反し、立憲主義に反することとなっているということにあります。首相が旗を振れば憲法違反になる、首相が旗を振らなければ進まない、ここに決定的な矛盾があります。

朝日新聞は社説で、昨年の憲法をめぐる動きを振り返って、「憲法に縛られる側の権力者が自ら改憲の旗を振るという『上からの改憲』が、いかに無理筋であるかを証明した」と述べました。憲法と立憲主義に反する「無理筋」を進めようとしていることに、首相の策動の最大の矛盾があり、致命的な弱点があります。

今年1月のNHK世論調査によれば、「安倍総理大臣は、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいとして、憲法改正に意欲を示しています。国会での憲法改正に向けた議論について」、「早く進めるべき」が23%に対して、「急いで進める必要はない」が50%、「憲法改正の議論をする必要はない」が14%、合わせて64%が今、改憲を必要と考えていません。これは、国民が、集団的自衛権が可能とした自衛隊を憲法に記述し、憲法違反の安保法制を合憲にする安倍改憲を望んでいないことの証明です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、安倍政権下での憲法第9条を含む改憲を行わず、憲法の平和、人権、民主主義が生かされる政治を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

衆議院議長

宛て

参議院議長

新たな「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」の撤回を求める意見書(案)

安倍政権が昨年 12 月 18 日閣議決定した新「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」は、日米同盟の一層の強化と、「従来とは抜本的に異なる速度で防衛力を強化する」としています。そのために、新たに「多次元統合防衛力の構築」を掲げ、5年間で、現「中期防衛力整備計画」を2兆8,000億円も上回る27兆4,700億円を投入する大軍拡計画です。自衛隊が海外に迅速かつ持続的に展開する能力を増強しようとしています。その導入する兵器の多くは、「対外有償軍事援助」によるもので、米トランプ大統領のいいなりに米国製高額兵器を「爆買い」するものです。

特に、「いずも」型護衛艦を短距離離陸・垂直着陸が可能なステルス戦闘機F35Bを搭載できるように改修する事実上の空母化を明記し、敵基地攻撃能力の保有を目指して、相手の射程圏外から攻撃できる長距離巡航ミサイルを導入しています。これらは、「専守防衛」を建前としてきた自衛隊から、海外派兵の軍隊へ明確に変貌させて、「米国と肩を並べて戦争できる国」にしようとするものです。

新「防衛計画の大綱」は、中国の軍拡や北朝鮮の軍事動向を「強い懸念」「重大かつ差し迫った脅威」として、最新鋭ステルス戦闘機、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」、オスプレイや無人偵察機、新型空中給油機などを増強しようとしています。しかし、朝鮮半島の非核化と平和に向けた情勢の大激変のもとで、安倍政権の大軍拡、「戦争をする国」づくりは、その「根拠」を根底から失いつつあり、理屈が通らなくなっています。

よって、文京区議会は、政府に対し、憲法の平和原則を一層乱暴に踏みにじり、軍拡と海外派兵を推し進め、「海外で戦争をする国」をつくろうとする時代錯誤の、この危険な戦略と計画の撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣 宛て

防衛大臣

都立病院の地方独立行政法人化方針の撤回を求める意見書（案）

都立病院は、創立以来、都民の命を守る砦として役割を果たしてきました。

特に民間病院では不採算で行えない医療イコール「行政的医療（災害・感染症・精神科救急・小児特殊医療・難病・島しょ医療など）」という特別の医療や都民のいのちを守る医療を行い、東京都もそれに必要な予算を支出し、地域医療を守ってきました。区内の駒込病院や近接する大塚病院を始めとして、住民の医療・健康を支えてきた歴史があります。

ところが、東京都は、都立病院を直営ではなく、地方独立行政法人など東京都から切り離す検討を進めています。地方独立行政法人になれば、経済性が優先され、独立採算が求められ、患者負担が増えることとなります。

既に地方独立行政法人化された東京都健康長寿医療センターでは、全病床の4分の1が有料個室になり使用する場合には入院時に10万円の保証金が徴収されます。

さらに、大阪府では独立行政法人化後、診断書料やセカンドオピニオン料など、健康保険制度の枠外の料金が短期間に値上げされています。独立行政法人化すると、議会の審議なしに料金の値上げができ、効率優先で住民の負担が増やされています。国立病院も独立行政法人化後に交付金が削減され、財政難に陥ったため、採算優先となり不採算の診療科は閉鎖され、差額ベッド代など収入増が図られました。

これでは安心して治療を受けることはできません。独立採算制になると東京都からの繰入れ金に頼らない経営が求められ、医師や看護師など職員の雇用条件も不安定になり、安心して働き続けられる条件が奪われかねず、少子高齢化社会を迎える今こそ、お金の心配なく都民が、いつでも誰でも、安心して医療が受けられる体制を作るべきです。

よって、文京区議会は、東京都に対し、下記の事項について強く求めます。

記

- 1 東京都が責任を持って都立病院を運営し、地方独立行政法人化をやめること。
- 2 都立病院を充実し、患者負担を減らせる都予算を投入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事 宛て

妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされます。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が新設されました。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されています。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題があります。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保障医療審議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしました。

よって、文京区議会は、政府に対し、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、下記の事項に取り組むことを求めます。

記

- 1 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、あらかじめ知識を得ることができるようにすること。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て

食品ロス削減に向けた更なる取組の推進を求める意見書（案）

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言えます。国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トン（2015 年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上ります。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指していますが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、いまや必要不可欠です。

食品ロスを削減していくためには、国民一人ひとりが各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取組を更に支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

衆議院議長

参議院議長

宛て

介護現場で働く人へのハラスメント防止対策を求める意見書(案)

介護現場で働く人が利用者や家族から受けるセクハラやパワハラによる被害が深刻化しています。2018年6月、介護職員らでつくる労働組合「U Aゼンセン日本介護クラフトユニオン（NCCU）」が行った調査結果が公表されました。それによると、利用者や家族からセクハラを受けたことがある人が約3割、パワハラを受けたことがある人は7割を超え（有効回答2,411人）、そのうち、被害を上司や同僚に相談した人の半数が「状況は変わらなかった」と回答。NCCUはこれらを踏まえ、防止策を要望書として厚生労働省に提出しました。

ハラスメントは介護職員の離職の原因にもなっています。ただでさえ人手不足が深刻な介護の現場を守るためにも対策を急がねばなりません。特に、訪問介護事業所では、女性職員の比率が8割程度と高いため、男性利用者の介助に女性職員が入らざるを得ないことも背景にあります。これらを受け、厚生労働省は実態を調査し、今年度中に介護事業者向けの対策マニュアルを作成することを決めました。対策マニュアルの作成は、現実の被害対策として有効ですが、それに加え、制度としての対策も必要です。現在、介護サービス運用基準では、正当な理由なく事業者がサービス提供を拒むことを禁じています。この運用基準にある正当な理由にハラスメントを規定すること、また、必要な場合は職員2人で訪問介護ができるよう介護報酬を見直すこと、同性介護が基本となるよう体制整備を図ることなどが考えられます。

日本は遠からず、3人に1人が65歳以上の社会になります。介護職の労働環境が変わらなければ、介護サービスの提供が持続可能ではなくなります。どんな場合であっても、「ハラスメントは許されない」という姿勢を国が明確に示し、対策を講じることが求められます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、介護職員を守り、かつ利用者と信頼を高めるため、迅速に実効性あるハラスメント防止対策を構築することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て